

令和6年度サイバーセキュリティ対策促進補助金 募集要領

公益財団法人やまぐち産業振興財団

公益財団法人やまぐち産業振興財団では、情報セキュリティ対策に必要な設備導入等の取組を支援することで、中小企業者のセキュリティレベル向上を図ることを目的として、下記のとおり募集します。

記

1 募集する補助金の内容

ア 補助金の対象者

- (ア) 県内に事業所を有する中小企業者
- (イ) 中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者
- (ウ) 日本標準産業分類（令和5年7月改定）に定める業種のうち、大分類A（農業、林業）、大分類B（漁業）を除く業種である者
- (エ) 補助金の交付を受けようとする経費に対して、国、地方公共団体、その他公的団体から類似の補助金等の交付又は経費の負担を受けていない者

イ 補助内容

- (ア) 補助対象経費
機器設備費（セキュリティ対策に関するものに限る）、委託費、
その他事業に必要と認められる経費
- (イ) 補助金額等
補助上限額 50万円 補助率 1 / 2
- (ウ) 募集件数
30件程度
- (エ) 事業対象となる期間
交付決定の日～**令和7年1月末日**まで

2 申請方法

所定の様式に従い作成した申請書及び添付書類を（公財）やまぐち産業振興財団に郵送するか、直接持参してください。

募集期間：令和6年12月27日（金）まで随時募集

※同一年度内において、一度交付決定を受けるとその後の申請はできません。

※予算上限に達した時点で募集を終了します。

※ファックス・メールでの応募は受け付けません。

3 必要書類

次の書類を1部提出してください。

(1) サイバーセキュリティ対策促進補助金交付申請書（別記第1号様式）

(2) 添付資料

- ① 補助事業に要する経費の金額の根拠を示す見積書等
- ② 県税の納税証明書
- ③ 会社概要（事業概要、資本金、従業員数が記載してある資料）
- ④ その他（必要に応じ、追加で資料を求めることがあります。）

※申請書の様式は、（公財）やまぐち産業振興財団のホームページからダウンロードできます。 <https://yipf.or.jp>

4 申請に際しての注意事項

- (1) 補助金は、交付決定通知後に契約（発注等）した経費が対象です。それ以前の経費は対象となりません。
- (2) 申請に関連して提供された個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等を遵守し、適正な取扱いに努めますが、交付決定された事業の補助対象者、事業の概要等については、当財団のホームページで公表する場合があるほか、県内中小企業のDX推進のための取組事例として事前承認を得た上での紹介や、新聞等への掲載依頼、関係機関への資料提供等を行う場合がありますのでご承知おきください。
- (3) 提出された書類等は、返却いたしませんので、写し等は各自で保存してください。
- (4) 提出された書類や申請内容に不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただくことがありますので、書類の作成や申請には十分にご注意ください。
- (5) 本補助金交付後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本補助金の交付決定を取り消します。この場合、申請者は補助金を返還することになります。
- (6) 本事業における関係書類は事業終了後5年間保存してください。
- (7) 前記のほか、「サイバーセキュリティ対策促進補助金交付要綱」を参照してください。

【提出先・問い合わせ先】公益財団法人やまぐち産業振興財団 経営企画部

〒754-0041 山口市小郡令和1丁目1番1号 山口市産業交流拠点施設4階

TEL：083-902-3711